

高崎市高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身近な商店の減少や高齢化の進行等により、近隣に店舗がなく、また、店舗から遠隔地である等の理由により日常生活に必要な食料品、日用雑貨品等の日常生活物資全般（以下、「生活物資」という。）の購入が困難な、買い物困難地域で、高齢者の見守り活動を兼ねて生活物資の移動販売を行うものに対し、その運営経費等の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 「買い物困難地域」とは、高齢化率や商店の数・距離等を勘案し、高齢者等が徒歩で外出し、買い物行為を行うことが困難であると、市が認めた地域をいう。
- (2) 「移動販売」とは、あらかじめ巡回するコースと時間を設定し買い物困難地域で、日常生活に欠かせない多種類の生活物資を複数の高齢者等を対象に販売を行う形態（特定の販売品目のみの販売、特定世帯、施設に訪問しての販売及び車内で調理加工をした食品等を販売する移動販売は除く。）のものをいう。
- (3) 「見守り活動」とは、移動販売の業務において、地域の状況又は高齢者等の日常生活で異常と思われる状況を発見した時は、関係行政機関に連絡することをいう。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象とするのは、次のとおりとする。

- (1) 高崎市内の商工会議所又は商工会会員
- (2) 高齢者福祉に資することを目的に設立された高崎市内の特定非営利活動法人

(交付額等)

第4条 この補助金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 車両購入費等補助

ア 車両購入費補助 買い物困難地域で、高齢者の見守りを兼ねた移動販売を開始することを目的に新たに車両（商品を販売するための設備及び冷蔵機器を備え付けた車両に限る。）を購入した場合に、当該車両の購入金額の2分の1に相当する金額を補助するものとする。ただし、補助金の額は、100万円を上限とする。

イ 車両更新費補助 高齢者の見守りを兼ねた移動販売を行う者が事業に用いている車両を更新する場合（事業に用いる車両を追加して購入する場合を含む。）に、当該車両の購入金額の2分の1に相当する金額を補助するものとする。ただし、補助金の額は、100万円を上限とする。

ウ 設備更新費補助 高齢者の見守りを兼ねた移動販売を行う者が事業に用いている設備（本体を除く。）を更新する場合に、当該設備の更新に要した金額の2分の1に相当する金額を補助するものとする。ただし、補助金の額は、100万円を上限とする。

エ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 当該経費の2分の1に相当する金額を補助するものとする。ただし、補助金の額は、100万円を上限とする。

(2) 運営費補助 買い物困難地域で、1週間に1回おおむね10人以上に対して、高齢者の見守りを兼ねた移動販売を行う場合、月額10,000円を補助するものとする。

(交付対象者の条件)

第5条 この補助金の交付対象者には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 高齢者の見守り活動を行うこと。
- (2) 1週間に1回以上、買い物困難地域での移動販売を行うこと。
- (3) 市との協定事項を遵守すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 食品衛生法等、移動販売業務に関係する法令を遵守すること。
- (6) 前条第1号の車両購入費等補助（以下この号及び次号において「車両購入費等補助」という。）を受ける場合には、車両購入費等補助に相当する他の団体等による補助を受けていないこと。
- (7) 車両購入費等補助を受ける場合には、5年以上、見守りを兼ねた移動販売を行うこと。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、補助金の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者へ通知をするものとする。

なお、市長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

(変更又は中止)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、第6条に規定する申請書に記載されている事項を変更し、又は事業を中止しようとするときは、高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金交付決定変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請により交付決定の変更をするときは、高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後1か月以内に、高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金実績報告書（様式第5号）により市長に事業の実績を報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、運営費補助の実績報告は、毎月、高崎市高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業月報（様式第5号その2）を提出することで、同項の規定による実績報告に代えることができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類審査により、当該補助金の交付決定及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の円滑な遂行に必要があると認めるときは、事業施行前又は施行の途中においても補助金を概算払いすることができる。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第12条 特別の事情によりこの要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、改正前の第4条第1号の規定により車両維持費補助の対象となっている者に対する補助金の交付については、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日に現に改正前の様式第1号及び様式第5号の規定により作成してある用紙については、適宜補正してこれを使用することができる。

附 則

この要綱は令和4年3月31日から施行する。